

平成30年度県政モニタリング事業 県政モニターからの改善提案の施策反映状況

【県政テーマ】 県の広報

改善提案の施策反映状況	
改善提案の 要旨	<ul style="list-style-type: none"> 紙による広報物は費用問題に配慮する必要があるものの、行政の行う広報としては必要な手段である。 目に留まるような「つかみ」が重要であり、内容やデザイン、配布方法等を見直す必要がある。
反映状況	<p>《令和元(平成31)年度 予算事業》</p> <p>「伝わる広報」促進事業【新規】（609千円）〔担当課：広報課〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 広報の質の向上及び各所属の広報推進役として広報推進員を配置し、広報の点検と改善を行うとともに、推進員の広報力向上に資する研修を開催。 <p>なお、元気づくり総本部長通知「県民へ伝わる広報の推進について」を知事部局、各種委員会、及び警察本部などへ発出。</p> <p><通知のポイント></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 県民へ伝わる広報の実施 <ul style="list-style-type: none"> 対象者に必要な情報が適切なタイミングで届き、その情報が容易に理解され、具体的な行動につながるよう、広報の基本ルールを定め、分かりやすく、かつ計画的で戦略的な広報を実施。 2 スマートフォン等の携帯通信端末での閲覧を意識した広報への転換 3 広報印刷物の精査 <ul style="list-style-type: none"> 紙媒体の広報印刷物は、インターネットなどの情報通信技術の利用が困難な方々への配慮や、紙媒体のメリットとデメリットを考慮し、真に必要なものを作成するとともに他の媒体と連携した広報を実施。